

大蔵村立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年6月
大蔵村教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5. 関連する取組み、今後のフォローアップについて	5

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、大蔵村立学校に勤務する教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態でその専門性を最大限に発揮し、活き活きと児童生徒の教育に邁進できる環境を整備することを目的として策定するものである。

第2期大蔵村教育大綱において掲げられている基本理念「ふるさとに誇りと愛着をもち、心豊かな人づくり ～人と地域のウェルビーイングの実現に向けて～」を実現するためには、子どもたちと直接向き合う教育職員自身が、心身ともに健康で、誇りとやりがいを持って職務に専念できることが不可欠である。

本計画が目指す「働き方改革」は、業務の精選と効率化を徹底することで、教育職員が本来担うべき業務や授業改善に注力できる時間を創出し、教育の質の向上と教育職員のウェルビーイングの両立を図るものである。

(2) 本村の現状

本村では、令和5年12月に「大蔵村立学校の教育職員の時間外在校等時間の上限の目標に関する規則」を制定し、時間外在校等時間の上限目標を1箇月45時間、1年360時間と定め、教育職員の業務量の適正化と在校等時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組みの結果、本村における教育職員の時間外在校等時間の状況について令和7年度は以下のとおりであった。

【令和7年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月28.32時間	7.1%	0%
中学校	月29.04時間	0%	0%

小学校では、時間外在校等時間が45時間を超える割合が7.1%となっており、授業準備や校務分掌等の業務に時間を要する傾向が見られる。一方、中学校では0%を達成している。前年度、月45時間を超える教育職員が50%（うち80時間超え1人）に達したことから日課等の抜本的な見直しを図り、顕著な改善が見られた。

また、年間の時間外在校等時間の合計が360時間を超える教育職員の割合は、小中あわせて46.2%となっている。特定の時期に業務が集中しているなど、依然として、日常的な業務の負担は大きなものとなっている。

こうしたことを踏まえ、本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）第8条に基づき、策定するものである。

2 目標

○本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 4 5 時間以下の割合を 1 0 0 %にする
- ・ 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 3 0 時間程度にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標 【カッコ内は令和 7 年度の数値】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 1 5 日以上にする
【小 12.5 日、中 14.4 日】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 1 0 %以下にする
【小 12.5%、中 13.3%】
- ・ ストレスチェックにおける健康リスクの値 8 0 以下を継続する
【小 69、中 74】※R6
- ・ ストレスチェックにおける働きがい等に関する質問項目への肯定的な回答の割合を 5 0 %にする
【小 43.8%、中 33.3%】

3 計画の期間

令和 8 年度～令和 1 1 年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本村では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- ◆登下校の通学路における日常的な見守り活動等
 - ・保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
 - ・スクールバスの運行状況を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを検討する。
- ◆放課後から夜間等における校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応
 - ・放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは行わないこととする。
 - ・学校警察連絡協議会において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
 - ・保護者に対して、相談窓口の周知徹底を図るとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ◆調査・統計等への回答
 - ・調査内容、回答方法などを精査し、教育委員会で把握可能なものは学校に依頼しないなど、学校の事務負担を軽減する。
- ◆ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
 - ・教育委員会と連携を図りながら、ICT支援員等が中心となって行う。
- ◆学校プールや体育館等の施設・設備の管理
 - ・体育館の地域開放施設の管理業務については、事務手続き等を教育委員会で行い、学校の負担軽減を促進する。
- ◆校舎の開錠・施錠
 - ・職員間の役割分担を見直し、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。

◆児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・休み時間の時間帯に応じた安全点検等の必要措置を予め行ったうえで、学級担任等の教師のみが対応するのではなく、学習指導員等の輪番等による負担軽減を促進する。

◆校内清掃

- ・各学校の実情に応じ、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学習指導員等の輪番等による負担軽減を促進する。

◆部活動

- ・令和8年度から、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実施する。平日の部活動については、活動時間の適正化を図り、教育職員の負担軽減を促進する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業準備や採点作業等を補助する学習指導員や教員業務支援員を配置するとともに、デジタル技術の活用を促進する。
- ・校務支援システムの機能やA Iドリル、自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・児童生徒の個別の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療若しくは福祉に関する専門的人材等による支援を得ながら、専門的知見を活かした連携・協働の支援体制を構築する。
- ・不登校の児童生徒への対応にあたっては、校内教育支援センター及び中央公民館内に教育支援センターを設置し、多様な学びの場を整備するとともに、相談員等による効果的な支援を促進する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たりの授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるように設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086時間単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

- ・デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理などの校務を効率化する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組み

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・終業から始業までに11時間を目安とする勤務時間インターバル（休息时间）の確保に取り組む。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・学校における定時退校日を月4回以上設定するように推進し、長期休業等の期間中に5日程度の学校閉庁日を設定する。
- ・早出遅出勤務制度、テレワークの導入について、実現に向けた検討を行う。

5 関連する取組み、今後のフォローアップについて

- ・取組みの着実な実行を図るため、村内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標達成状況については、本村で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本村で導入しているストレスチェックの結果から把握する。

- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組みが進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するように促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた議論を深め、実効性を伴う取組みを着実に実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域及び関係団体等に対して、本村における「業務の3分類」をはじめとする業務管理・健康確保措置について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。